

# 平成 28 年度 第 2 回八幡市子ども・子育て会議

## 会議録

平成 28 年 9 月 5 日（月） 午後 2 時 00 分～

八幡市役所分庁舎 会議室 A

### 1 開会

事務局：定刻より早いですが、お揃いですので、ただいまから第 28 年度第 2 回八幡市子ども・子育て会議を開催させていただきます。みなさまにおかれましては大変お忙しい中、お越しいただき、誠にありがとうございます。開会にあたり、堀口市長より、ご挨拶を申し上げます。

### 2 市長挨拶

市長：みなさま、こんにちは。市長の堀口です。心配していた台風 12 号は熱帯低気圧に変わり、八幡市にはおそらく影響はないだろうと一安心しているところです。平成 28 年度第 2 回子ども・子育て会議の開催にあたり、挨拶をさせていただきます。委員のみなさまにおかれましては、本年 9 月 1 日から平成 31 年 8 月 31 日までの 3 年間、子ども・子育て会議委員としてご尽力いただきますことに対して、ご承諾いただいたことに厚く御礼を申し上げます。我が国における急速な少子高齢化の進展の中、核家族化や女性の社会進出に伴う共働き世帯の増加、就労形態の多様化等により、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。八幡市においても少子化が進行しています。就学前児童数は昭和 54 年度の約 9,600 人をピークに平成 27 年度では約 3,600 人になりました。平成 32 年度には約 3,200 人を割り込むと予測しています。そのような中、八幡市では平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援事業計画を策定しました。「みんなで育み、育ち、支え合う、子どもの笑顔がつなぐまち」を基本理念に子どもたちにとって、最善の利益が実現されるよう本計画に基づき、施策を展開しているところです。また、国においても子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から施行されました。市町村には多様な主体による良質な教育、保育を地域の実情に応じて、総合的、かつ効率的に提供する責務が課せられたところです。本会議においては、子ども・子育て支援法及び、八幡市子ども・子育て会議条例に記載されている事項について、ご議論いただくとともに、八幡市就学前施設の再編と就学前教育・保育の充実について、諮問をさせていただき、答申をいただきたいと思っています。その中でも

ご案内しますが、八幡市の内部でも就学前のあり方について、検討していたところ です。さらに市民のみなさまのご意見を伺いながら、八幡市の今後の就学前教育・保育のあり方、施設も含めて、考えていきたいと思っています。最後に委員のみなさまのご健勝とますますのご活躍を祈念申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 3 委員紹介

事務局：市長、ありがとうございます。この子育て子ども・会議は学識経験者、学校・園関係者、関係団体という幅広い分野の方々で組織されています。本日は委員改選後の第1回目の会議ですので、順に委員のみなさまのご紹介をさせていただきます。お手元の資料1、委員名簿をご覧ください。順番に上から紹介させていただきます。

事務局：(委員紹介)

事務局：申し遅れましたが、岩崎トミ子様、狩野理恵子様、中村桂子様、溝口克己様は本日所用で欠席のため、ご報告させていただきます。続いて、市役所からの出席者になります。

事務局：(市役所からの出席者、株式会社名豊の紹介)

事務局：以上で事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 4. 委嘱状の交付

事務局：市長より、みなさまに八幡市子ども・子育て会議委員の委嘱状をお渡しさせていただきます。お席の方に順番に回らせていただきますので、お受け取りください。順番にお名前をお呼びしますので、その場でお立ち願います。

事務局：(市長より委嘱状交付)

### 5 会長・副会長の選出

事務局：会長・副会長の選出に移ります。お手元にお配りしている八幡市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定には、「会長及び副会長は委員の互選によって定める」とあります。どなたか、ご意見はありますか。

委員：八幡市の教育委員会も務めた古市委員が代表に適任だと思います。副会長には前回の子ども・子育て会議でも学校長代表を務められた、長村委員はいかがでしょ

うか。

事務局：ありがとうございました。香林委員より、古市委員を会長、長村委員を副会長にというご発言がありましたが、いかがでしょうか。

委員：(異議なし)

事務局：それでは、会長、副会長には席の移動をお願いいたします。

事務局：それでは古市会長より、ご挨拶をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

会長：古市久子です。私が八幡市の教育委員をさせていただいてから、10年くらい経つと思います。今は名古屋の愛知東邦大学の教育学部で幼児教育学を教えています。はじめ、この話を伺ったときに見せていただいた資料が非常にしっかりとしたものをつくられていました。大学では、どうしても幼稚園・小学校の教育が今、うまくいっていないのではないかとの思いから、現在の社会に合った学部ということで、幼稚園、保育所、小学校の一貫性のある教育学部を立ち上げました。学部を立ち上げる中で、保幼小の一貫性の必要性を説明することが、一番の難点でしたが、見せていただいた資料にうたわれていました。また、質を上げることに非常に重点を置かれていること等、非常にしっかりとしたものをつくっているということで、私は強く心を動かされました。私の同僚に今は理事長と学長を兼ねている先生がいますが、京都府八幡市ではすばらしい教育をしているので、連れていきたいとお話をしていただいていた。今日、それが実現しましたが、名古屋にいてもここの情報が入ってきます。八幡市は、教育の先進的なすばらしいものに取り組んでいるところとして、あがっています。私は喜んで引き受けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。拝見するとそうそうたる顔ぶれです。真剣に子どもたちの教育をどうすべきか、という観点から議論していただきたいと思っています。「何か意見はありませんか」と聞くことは極力やめようと思いません。どうぞ、思うことを発言してください。私はそれを期待しています。私もこれまでにさまざまなことに取り組んできました。教育の総決算として、本当に一緒に真剣に考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございました。続きまして、長村副会長、よろしくお願ひいたします。

副会長：八幡市小中学校校長会からこちらの会議に出席させていただくことになりました長村長信です。現在、橋本小学校に校長として勤務しています。前回もこの会議に顔を出させていただきました。この会議で出された意見を少しでも学んで、

小中校長会、八幡市の義務教育に反映していきたいと考えています。副会長というかたちにはなりましたが、この場でしっかりと学び、今、八幡市の課題である小中連携一貫教育および就学前からのつながりを少しでも充実できるようにがんばっていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。また、このようなかたちで副会長になりましたので、古市会長を少しでも助けながら、学んでいく機会にできればと思っています。よろしくお願いいたします。

## 6 諮問

事務局：ありがとうございました。市長より、八幡市子ども・子育て会議に諮問をさせていただきます。それでは、堀口市長より古市会長へ諮問書を提出させていただきます。

事務局：(諮問書の提出)

市長：よろしくお願いいたします。

事務局：市長におかれましては、別の公務がありますので、ここで退席させていただきます。先ほどの諮問書は写しを用意していますので、配布させていただきます。本日の委員会については、「八幡市子ども・子育て会議条例第6条第2項」の規定により、過半数以上の出席をいただいておりますので、会議が成立していることをここでご報告いたします。続いて、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

事務局：(資料確認)

事務局：資料はお揃いでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれ以降の当委員会の議事進行については、古市会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 7 八幡市子ども・子育て会議の公開について

会長：それでは次第に従い、議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局：(資料説明)

会長：ただいま説明がありました内容について、ご意見等があれば、伺いたいと思います。いかがでしょうか。もし、ありましたら、また伺うことになると思います。それでは、会議の公開について、「八幡市子ども・子育て会議傍聴要領(案)」の

とおり、ご了承いただけますでしょうか。

委員：(一同了承)

会長：ありがとうございました。了承いただけたということで、本日の傍聴の方はいらっしやいますか。

事務局：(傍聴人入室)

## 8 子ども・子育て会議の役割に関する説明について

古市会長：終わりましたでしょうか。では、議事の2番目に入りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：(資料説明)

会長：ありがとうございました。聞いておきたいことはありますか。子ども・子育て会議条例の第2条にある内容や2つの諮問事項について、意見を述べていくこととなります。どのようなことでも結構ですので、いかがでしょうか。もし、何かあれば、あとでご意見を伺います。では、次に進みます。

## 9 放課後児童健全育成施設の開設時間について

会長：事務局より説明をお願いいたします。

事務局：(資料説明)

会長：ありがとうございました。何かお聞きしておきたいことはありますか。私は、気が短いので、「ありませんか」、「ありません」と進めてしまいますので、申し訳ございません。間髪入れずに言っていただくと非常に助かります。いかがでしょうか。

委員：確認です。放課後児童健全育成施設の時間は、何に合わせて、19時にすると言われたのでしょうか。何と整合性を取ったのでしょうか。

事務局：説明が不十分で申し訳ございませんでした。認定こども園や保育園が最長19時までとなっています。そちらに通われていて、小学校に上がった際、今度は放課後児童健全育成施設が18時30分までになるため、30分のずれが生じています。これが小1の壁と言われていています。その解消を考えて、今回、検討させていただきたいと考えている次第です。

会長：よろしいでしょうか。なければ、最後に伺うこともできますので、この件はよろ

しいでしょうか。では、次に進みます。

## 10 「八幡市就学前施設のあり方について（提言）」に関する説明について

会長：事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（資料説明）

会長：ありがとうございました。今、ご説明をいただいた1章から5章までのところで、ご意見、ご質問があれば伺いたいと思います。今日はここをメインにしっかりとみなさまのご意見をいただきたいと思います。これが諮問された事項につながっていく、重要な資料だと思います。どんなことでも構いませんので、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。しっかりとした提言が出されていると思います。では、私の方からお聞きしていきますので、その間にご準備ください。私が会議などで認定こども園の先生方の話を聞くと、良いという意見ばかりで、何が良いのか、新しく始めたので、良いという気持ちはよく分かります。何をやるにも、良い面と悪い面の両面から考えていかないといけないと思います。私自身、さまざまな資料を見ましたが、認定こども園は、どちらかと言えば受け入れられています。認定こども園について、どのようなメリット、デメリットがあるのかを知りたいと思います。いかがでしょうか。

事務局：認定こども園のメリット、デメリットについてですが、言葉が先行していて、実際、どのようなものなのかというところがあると思います。次の第6の基本的な考え方の中でも認定こども園を基本としていて、八幡市の中で協議した際にもそのようにまとめています。認定こども園とこれまでの保育園、幼稚園と異なるところは、認定こども園は、幼稚園と同等の教育、保育園と同等の養護、さらに地域支援に力を入れていく、この3つを総合的に提供していくことが、あげられます。これを具体化して考えていきますと、例えば、認定こども園に入る前の段階から、園開放や園庭開放で園に遊びに来ていただき、一時預かり事業や子育て相談事業などを入園する前の段階から支援することができます。相談などを通じて、家庭の状況に応じた入園のタイミングを一緒に考えることができます。0～2歳の入園は、保育園と同等に、子どもを見ることができないお仕事をされている方やご病気の方など、いわゆる保育の必要性のある方であれば理由書を提出して、入園することができます。幼稚園には理由書を提出する必要はありませんので、3歳になると理由の有無に関わらず、1つの園に入園することができます。ここまでの説明を聞くと、保育園の制度とあまり変わらないのではと思われるか

もしれません。保育園と幼稚園の制度は、例えば、幼稚園の場合、専業主婦の方が専業主婦のままであれば、特に問題がなかったと思います。また、共働きをされている方が保育園に通うことも問題がないと思います。ただ、今日の状態を見ていると、専業主婦の場合であっても、少子化やご近所づきあいの希薄化などにより、公園デビューもなくなり、子どもと母親が1対1の関係で家にこもる時間が増えてきています。その結果、子育てがしんどくなって、子どもが1・2歳になった時、アルバイトなどを見つけて、保育園に入れられます。預けたいから仕事を探すという、これまでと理由と動機が反対になってくる場合が多くなってきています。また、保育園では、アルバイトを理由に入園されていた方が、次の子どもが産まれた際、保育園を継続するために、赤ちゃんを保育園にあずけて、アルバイトを続けなければならないことがあります。認定こども園であれば、家庭に園が合わしていくことができますので、1号認定に切り替えて、無理して仕事を続けることなく通うことができます。さらに、下のお子さんには、園開放などの子育て支援ができます。未入園から卒園まで一つの園で総合的に支援をしていくことができるところが、認定こども園の大きな特徴だと思います。

事務局：補足をさせていただきます。今の説明のとおりですが、『あり方』の58ページから認定こども園のことをまとめています。再編のあり方について、庁内で検討したとき、第一の視点は、子どもにとって、より良い保育・教育の施設になるように考えていくことです。そこを第一に考えてきたことです。認定こども園が認知されていないところもあると思います。簡単に言えば、保育園は、保育を必要とする子どもが通うところです。保護者の就労、病気など子どもを見ることができない親の代わりに保育園で預かる施設です。一方、幼稚園は保育を必要としない、公立の場合は3歳以上の子どもが通う施設です。保育園、幼稚園について、市役所の窓口は1つで行っていますが、保護者が働くようになれば、保育園に入れていただきます。親の都合で保育園に行ったり、幼稚園に行ったりすることになります。認定こども園の場合、少なくとも3歳以上の子どもについては、親の都合で園を変える必要はありません。これが一番大きな要素で、最大のメリットになります。61ページから認定こども園と保育園、幼稚園の比較を記載しました。簡単に言えば、保育園と幼稚園の基準の良いところ取りをしています。保育園が良い場合は保育園の基準になっています、幼稚園が良い場合は幼稚園の基準になっているところが、認定こども園です。63ページに職員のイメージ図が載っています。体制についても、認定こども園、幼稚園が主幹保育教育の配置が必要になるため、充実される部分だと考えています。デメリットについては、特に公立の場

合、事務が煩雑化します。たとえば、幼稚園の園長会にも保育園の園長会にも出席しなければなりませんし、教育委員会からの照会もあります。事務的には非常に負担がかかります。私立の認定こども園の園長も、公立の認定こども園の園長もいますので、保育・教育の中身についてはお願いします。

会長：ありがとうございました。認定こども園の園長先生に来ていただいていますので、今のところをお願いします。デメリットだけではなく、いろいろなことも含めてお願いします。

委員：現在、有都こども園では104名の園児を預かっています。1～5歳児が1つの園にいます。1～3号認定児がいて、事務局のお話にもありましたが、仕事によって2号に変わったり、途中で1号に変わったりすることが可能ですので、家庭の状況に応じて柔軟な対応をしています。事務については、先ほどもお話にありましたが、園長の立場としては、幼稚園の園長会、保育園の園長会に出席しています。幼稚園の職員は、子どもが帰った午後から園内研修のかたちを取りますが、認定こども園でも午後から園内研修を週1回しています。保育を高めていくために、質の向上に向けて、話し合っています。

会長：友達に認定こども園の方がおりましたので、困ったことを聞いたところ、金銭面だそうです。幼稚園からの移行でしたので、給食施設をつくらなければいけないので建設費で困ったそうです。しかし、移行してみたら、良かったという意見が多くありました。実際に移行してみたらどうなのか、私も、できるだけ多くの事例を探しているところです。

委員：私たちの園は平成26年度までは、学校法人の私立幼稚園で3～5歳の子どものみを預かっていました。平成27年度、昨年度より、認定こども園の認可を受けましたので、現在は、0～5歳までの一貫した教育・保育を行っています。メリットは、具体的な子どもたちの様子でご紹介させていただきますと、3～5歳だけでも子どもたち同士の関わりは非常に深いものがありましたが、0～2歳が来ましたので、多くのふれあう機会をつくることにより、3歳の子どもでも自分より小さい子どもがいるので思い通りにならない多くの体験をします。今の子どもたちは思い通りにならないとそれを投げ出し、諦めてしまう子どもが多くなっていると感じています。日々、0～2歳に関わる中で、泣いている子どもをどうすれば笑顔にできるのか、どうしたら座りこんでいる子どもを楽しいところに連れていくことができるのか、子どもたち自身の考える機会が多く増えました。1年と少しになりますが、子どもたちの心の成長は多く感じる場所があります。私たち職員にとっても、3～5歳の子どもたちを見てきましたが、0～2歳の子どもた

ちと接する中、母親が3歳になるまで苦勞してきた様子や0～2歳がこんなにも日々たくましく、すばらしく成長していく姿を目の当たりにしました。だからこそ、一生懸命に仕事をがんばっている母親の力になりたいと思いますし、母親が安心して子どもを預けることができる環境を整えていきたいと考えています。子育て支援で園庭開放を行っています。今までは、地域や外部の方が幼稚園に来る機会は多くありませんでした。子育て支援で園庭開放を行うことにより、多くの母親が幼稚園に来られます。地域の母親の声を多く聞くことができる機会を設けることができました。私たちにとっても非常にすばらしい環境が整っていると思います。私立幼稚園が認定こども園に移行するデメリットは、最初から認定こども園だと分かって入園される母親たちはよかったです。年中、年長の保護者は途中で認定こども園に変わったため、所得により保育料が大幅に変わります。統一した保育料で幼稚園に通わせていたのに、認定こども園に変わることで、所得の高い保護者の方は保育料が非常に高くなった方もいました。そのようなところでさまざまなご意見はいただきましたが、その分、きちんと教育でお返ししていくことをお伝えして、がんばっています。

会長：ありがとうございます。子どもに直接関わっている専門家の先生たちもいらっしやいますが、いかがでしょうか。0～5歳までに人間関係の基礎を身に付けていく、そこが一番大事だと思っています。大学生で非常に困っているのが、人間関係です。人間関係力がある学生は、就職しても長続きします。この話をご存じない方もいると思いますが、ほとんどの大学でお一人さま席、誰とも口を聞かずにごはんを食べる席がつくられていて、非常に流行っています。それをつくらないとごはんが食べられず、トイレの中でお昼ごはんを食べるという事実が分かりました。それが1、2人ではありません。それくらい、「人＝嫌」な育ちがどこでできたのかと言うと、おそらく一番小さいときから人と付き合う機会が少なかったのではないかと思います。他にはいかがでしょうか。内容が多いので、どこからでも構いません。私ばかりが聞いていますが、ここで教育委員会をさせていただいたときに非常に感じていましたが、先生方の研修はどのようになっているのでしょうか。今までとこれからはどうなるのか、非常にリズミカルに動いているところもあれば、先生方によって戸惑っているところもありました。就職してからの研修、自分が身に付けていく機会として、大切ではないでしょうか。そのあたり、いかがでしょうか。

事務局：昨年の3月31日まで有都こども園で勤務していました。知っている範囲内の研修では、保育園と幼稚園、両方の研修に行かせていただき、良いところ取りで参加

させていただきました。

事務局：制度から見ると、公立幼稚園の職員は、教育公務員となります。初任者研や10年研が、学校の先生と同じかたちで保障されています。一方、保育園は時間をつくって無理をしながら研修を受けてもらっているのが現状です。認定こども園は先の話にもありましたが、良いところ取りを取ることになりますので、認定こども園になれば、教育公務員特例法が適用され、初任者研や10年研などというものが、しっかりと保障されるかたちになります。

会長：ありがとうございました。

委員：今、認定こども園になった場合の良いところや変わっていくところについて、移行しても良いのではと思われていくのかもしれませんが。今の保育園の状況についてですが、先生からお話がありましたが、0～5歳児がいますので、育ちの上ではもまれているので心も体も育ち、保育園は非常にすばらしいと、現場にいても思います。学校に向けても0～5歳の育ちの中で小学校とも連携を取っています。5歳になったから、次は小学校に急に上がるのではなく、5歳の段階で上がっていくために学校との連携を取りながら、小学校に行っても安心して、新しい環境に行けるような工夫をしています。ただ、0～5歳児がいる中、保育園では、朝早くから夕方遅くまで保育を行っています。保育士はその中で早朝保育や延長保育をしながら、子どもたちの成長も見守り、管理しながらということで研修の保障が物足りないと思います。研修に行っただけではいただいているのですが、幼稚園のように途中から子どもが帰って、その後の事務時間があるわけではありません。夕方まで子どもを見ながら、子どもを帰してから事務を行うこともあります。時間内に私たちの仕事が全部できるかと言っても、やはり、できません。そのような部分では認定こども園になった場合、先生方のやる気も時間も保障してもらえることにより、子どもや保護者に返っていくのではという期待は少しあります。現状では保障してもらえないところが難しいところです。それは、園の中で工夫しながら、担当課と相談しながら行っていますが、限られた範囲内のため、難しいところがあります。

会長：ありがとうございました。

委員：「ほしょう」はどのような漢字で書きますか。

会長：「ほしょう」の漢字と内容をお聞きしたいそうです。研修を「ほしょう」とするとは具体的内容を教えてください。

事務局：時間を確保したりする「保障」です。

委員：研修をする機会を必ず確保するもので、その機会を得られるということですか。

事務局：先ほど、保育園の園長が申し上げたのは、保育園の開園時間は、朝7時～夜19時までの12時間です。全員ではありませんが、12時間保育の子どももいます。朝のところは早朝保育と言われています。真ん中の8時から16時30分くらいまでを担当の先生が見ています。その後が延長保育になりますので、場合によれば、1日12時間いる子どもに3人の担当がいる仕組みです。真ん中の7.5時間、8時間を担当の先生が見ています。日常の時間を確保して、外部研修や保育園の園内研修がありますが、そのような時間はなかなか取れません。職員会議さえも月に3回くらいです。全員が集まって、何かを議論しようと思っても、みんなが一緒にいられる時間はごく限られています。一方、幼稚園は14時に帰ります。勤務時間は16時30分、17時までです。終わってからの3時間は園内研修や翌日の準備を行うことができ、場合によっては外部の研修に行くことも可能です。その差が現状の幼稚園と保育園にはあります。よろしいでしょうか。

会長：他にはいかがでしょうか。

委員：会議や研修もそうですが、子どもの育ちの部分を見ると、日頃、保育している中で、子どもの発達のことや保護者との関係等で保育士が悩むことがあります。職員同士で相談したいことや議論したいこと等があっても、担任だけで悩むことがあります。そのようなときに時間があれば、一緒になって、同じ乳児の先生同士、幼児の先生同士、みんなで集まる時間を保障していただければ、今日の振り返りということで子どものことを一緒に考え合うこともできます。担任は一生懸命、自分のクラスの子どものを見ていますが、他の先生がそのクラスを見た場合、子どもたちのこんな面やこんな行動をしていたという気づきの部分をお互いに共有して、子どものことを考え合える時間ができると思います。1日、目まぐるしく動いていて、振り返る時間がなければ、子どもへしっかりと返すことができません。そのような時間が保育園の中に今、必要だと強く感じています。

会長：ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

委員：認定こども園のメリット、デメリットについてのお話がありました。先ほど、この資料61ページで認定こども園と保育園、幼稚園の比較が書いてありますが、それぞれの幼稚園、保育園の良いところ取りをすることができるのが認定こども園だと説明がありました。本当にそのようなものになっていけばと思いました。研修の件では、保育園の園長からもお話がありました。公立幼稚園の場合は朝、職員全員で打ち合わせの時間が8時30分から8時45分まであります。その時間に全員の職員が集まり、今日の自分の保育や園長会で聞いてきたことについて、大事にしてほしいことを報告し、そこで1日がスタートするための確認の時間を

取ります。保育時間が終わって、預かり保育を行っていますが、みんなで集ま  
ての園内研修の時間も取りやすいです。ただ、職員数が非常に減っていますので、  
少ない人数で園を回していく、別のさまざまな辛さがあります。研修時間を確保  
できることは、みんなで集まって、さまざまなことへの意思統一、日頃の保育、  
子どもの様子についても確認して、意見を出し合うことができるので非常に大事  
な時間だと思います。実際、お仕事をされている方も幼稚園にはいます。これか  
ら認定こども園になったときに研修時間の保障、先ほどから保障という言葉が出  
ていますが、どのように工夫していくのかについて、その部分をしっかりと外部  
に出て行く研修も行っていき、固めていく、質の向上のための研修時間を工夫し  
ていくことをしっかりと考えていかなければなりません。かたちだけになってし  
まっては、求めているものにはなっていないと思います。

会長：ありがとうございます。ご意見がまだあると思いますが、後半の説明を伺っ  
てから、また、伺いたいと思います。

事務局：(資料説明)

会長：ありがとうございます。第6章と7章の説明を加えていただきました。それに  
プラスで第1～5章までの全部を含めて、ご意見やご質問があれば伺いたいと思  
います。

委員：「八幡市立就学前施設のあり方について」を提言したとありますが、誰に対して、  
提言したのでしょうか。

事務局：平成28年3月のこの提言書は、この冊子の81ページに構成メンバーが載っ  
ています「八幡市就学前施設のあり方庁内検討委員会」という、副市長を筆頭に、  
庁内の次長で構成するメンバーで、約8か月の検討期間を経て、市長に提言を行  
ったものです。

会長：よろしかったでしょうか。

事務局：今回の子育て会議で、再編についての諮問を市長がさせていただくにあたり、  
この内容も含めて、ご検討をいただくことになっています。今も説明させていた  
だきましたとおり、場合によれば、再編がなくても進めていかなければならない  
内容もありますが、第7章は第6章が前提になれば進まない項目になっていま  
す。職員研修、施設整備の関係にしても再編が大前提になっています。再編の手  
法として、第6章で述べているような表記や考え方の下で進めていく場合、第7  
章の内容の充実した推進を図っていくことができると、この提言では書いてあり  
ます。特に第7章の項目については、欠けている内容や観点があれば、この会議

の1年間で検討いただき、方向性を出していくものと考えています。

会長：説明がありました、いかがでしょうか。

委員：みなさまは認定こども園について、どのように認識されているのでしょうか。たとえば、京都市で2百数十の私立保育園がありますが、ほとんど認定こども園はありません。わからないところもあります。私がここで発言して良いのかという思いがあります。素晴らしい部分もあれば、悪い部分もあると思います。

事務局：委員は、先ほど、社会福祉協議会の委員というご紹介でしたが、民間の保育園園長でもあります。正直に申し上げて、公立と民間の思惑は異なると思います。民間保育園が移行に至らない理由はいくつかあり、運営費の面もあると思います。民間幼稚園から見ると、これも提言書で示させていただきましたが、全国的には進んでいるものの、京都府は進んでいません。八幡市で平成27年度に歩学園幼稚園が認定こども園を始めました。これからの流れとしては、私立にはさまざまな思惑があり、その選択をしていくと思います。公立の施設については、幼稚園が5園、保育園5園、認定こども園1園に対して、この施設の再編という命題が与えられています。それをどのようにしていくのか、さまざまな検討を行った結果、これがベストには行かなくてもベターな方向ではないのかということで、昨年1年間でまとめた内容がこの提言になります。それもふまえて、子ども・子育て会議で検討していただきたいと思っています。

会長：ご質問をいただいたおかげで方向性、私たちがこれから進めて行く上での仕事のつながりも見えたのではないのでしょうか。委員はこの回答でよろしいのでしょうか。

委員：この提言書は、公立施設に限ってということでしょうか。

事務局：民間保育園の動向を市で決めることはできませんので、この子ども・子育て会議でも決められません。あくまで、公立の施設のことです。

委員：私立についても、記載されています。

事務局：あり方を具体的に記載しているのは、第6・7章のところで、公立の就学前施設の再編と認定こども園化による教育・保育の充実が述べられています。1～5章までの保育園や幼稚園の需要状況や子どもの支援状況を語る場合は、私立と公立がなくては語れないため、記載しているものです。

会長：ありがとうございます。他にはよろしいのでしょうか。もし、なければ、この件については、終わりたいと思います。

## 11 子ども・子育て会議のスケジュール（案）について

会長：事務局より説明をお願いいたします。

事務局：(資料説明)

会長：ありがとうございました。お聞きしたいことはありますか。いかがでしょうか。  
なければ、次に進ませていただきますが、少し時間があります。第1回目ですので、みなさまからのフリーストーキングの時間を持たせていただきたいと思います。  
何でも構いませんので、自由な発言をお願いいたします。

委員：お聞きしたいことがあります。先ほど、先生方からメリットが多い話をお聞きしました。父兄方はどのような印象をお持ちでしょうか。今、感じているものがあれば、お聞かせください。

会長：保護者の方の感想やご意見を伺いたいと思います。どの方から伺いましょうか。  
お願いいたします。

委員：先ほどもお話しましたが、認定こども園では、出産などの場合に認定を変更できます。1号から2号、2号から1号、母親たちがうまく利用しての利点だと私は感じています。出産のため、お昼、14時のお迎えを夕方までに変えてほしいという話も実際にありました。仕事を辞めるので幼稚園の1号に変えたい等もあります。そのあたりの対応をスムーズに行えることが利点だと思っています。

事務局：おそらく、認定こども園に通わせている方は、認定こども園しか知りません。他との比較についての感想はあまりないと思います。幼稚園に通わせている方は幼稚園しか、保育園に通わせている方は保育園しか知りません。それぞれに行かれたことがある方は、保育園や幼稚園と比べて気づきがあるかもしれません。例えば、幼稚園から行かれた場合には、給食関係でさまざまな気づきがあったりするのかもしれません。

委員：私は有都小校区に住んでいますが、このあたりの保護者は私も含めて、農業の方が多いです。特に土日は関係ありません。放課後児童健全育成施設は、朝8時30分から開いているのでありがたいのですが、もっと早くできないでしょうか。朝9時までが農家は一番忙しいです。暗い時間から暑くなるまでの正味8時くらいまでが一番、忙しい時間帯です。それもふまえて、考えていただきたいと思います。

事務局：今回、開所時間のことでご報告させていただきましたのは、時間延長の部分です。先ほど申し上げたように、保育園は、市内12園のうち、9園は夜19時まで預かっています。1年生になると18時30分までになるということで、そのあたりでご要望があるため、ご報告させていただいて、ご意見をいただいたものです。今の件はご報告させていただいている以外のお話ですので、子ども・子育て会議

で意見が出たことは持ち帰り、担当職員には報告させていただきたいと思います。  
今回はあくまで、後半の時間延長をまず検討させていただきます。

委員：もう1つ、よろしいでしょうか。昔に比べて、八幡市は、企業、会社が多くなりました。通学路が危なくなっています。貨物や大きい自動車の制限をしてほしいです。実際に田んぼに落ちた、畑に突っ込んでしまった等の事故が起こっています。もしそこに子どもや歩行者がいたらと思うと心配です。そうなる前にお願いいたします。

事務局：広い意味での子ども・子育て会議の関連項目ですが、具体的な担当部署ではありませんので、今、具体的な話はできません。

委員：実際に農業委員会や農業組合から申請を市に出しています。道路交通法の関係もあり、警察もあまり取締りができないようです。組合から伝えているだけなので、話を聞いてもらえません。

会長：安心・安全な教育というものは非常に大事なことです。良いことばかりを言っても、そこがなくなるのは困ります。これは、おそらく、安心・安全な教育のどこに立てるのかというところで、また絡んでくるのではないのでしょうか。交通だけではなく、不審者に関する事等、さまざまな意味で新しい時代のマニュアルが必要なのではないのでしょうか。

委員：子どもがアレルギーで、卵や牛乳等もそうでしたが、少し特殊な香料のアレルギーもありました。ほとんどの食品に香料やさまざまな添加物が入っているのが怖くて、最初は外食をほとんどしませんでした。子どもの様子も落ち着いてきて、食べられるようになり、外食もできるようになりましたが、毎日、給食で添加物を多く摂ることを心配しています。

会長：認定こども園だからということではなくて、今の時代はさまざまな配慮、手厚い配慮がなされてきていますので、安心・安全の内容にはたくさん入ってくるのではないのでしょうか。

事務局：公立施設のアレルギー対策としては、アレルギーのある子どもは、病院を受診して、指示書を出していただくことにより、給食のアレルギーを全部チェックして、カットさせていただいています。それに変わるものを、同じようなかたちで提供させていただいています。

委員：今も公立幼稚園で対応していただき、ありがたく、みんなと同じものを食べられることもあり、うれしく思っています。最初、お弁当をつくる自信がなかったので、私立の幼稚園で給食のあるところへ行こうとしましたが、アレルギー対応がむずかしく、卵等は対応しているが、特殊な添加物の対応はできないと私立幼稚

園では言われました。

事務局：公立施設では、細かく面談をして、アレルギーマニュアルがありますのでそれに従い、ひとつひとつ食べられるものだけを提供させていただいています。

委員：添加物は、他の人に関しても癌やキレやすい子どもになりやすい原因のひとつとして、よく聞きます。もし、可能であれば、みんなが食べられるようにつくられたら、ありがたいと思います。

事務局：添加物の細かい部分までは対応しきれないかもしれませんが、病院からの指示書があるものに関しては対応させていただきたいと思います。

会長：気になったことがあります、お聞きしたいことがあります。子育てと言っても大人の問題です。そのあたり、大人がどのような「子育て感」、「子ども感」を持っているのか。『子育てに困った人が来てください』というのはよろしいかと思いますが、困っていても来られない人はどうなるのか、気になりました。非常に失礼な言い方ですが、「親教育」はどのようになるのでしょうか。

事務局：園では、子育ての研修会、個別で保護者会などの保護者支援を行い、子どもを含めて、支援させていただいています。園では、子育て支援の職員も配置しています。そこで細かく、時には家庭訪問や保護者との面談の時間を持たせていただき、一番に子どもを良くすることを考えています。これらは、保護者も含めてというかたちで支援しています。

会長：ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

委員：事務局からもお話がありましたが、子育てをする親側には、さまざまな背景があります。これをしっかりと保育園や幼稚園は把握をした上で、子どもと一緒に話し合っていくことが重要だと考えています。支援する先生がいても、保護者との関係をしっかり作っておかなければ、保護者の本音を聞き、子育てについて話をする、考えていくことは非常に難しいと思います。園側が子どもを見ながら、子どもの状況を伝えますが、保護者との関係を続けていくことの方が大事だと私たちは考えています。そこから、さまざまな機会ですべて支援につなげ、必要なニーズに応じて関わらせていただきたいと思います。八幡市には3つの子育て支援センターがあり、各園と連携を取ることができます。園を利用されている母親たちは相談する窓口がありますが、孤立している家庭もあると思います。その部分は、支援センターと各園が連携を取り、支援センターも一緒に動いてくれています。今の子育てをする保護者は、様々な社会状況の中で辛い部分を持っていると思いますので、親育ては私たちの大きな仕事だと思っています。

会長：ありがとうございます。他には、いかがでしょうか。

委員：子育てで保護者の境遇や認識が非常に重要という話でしたが、影響を与えることができる強い力があるのは、事業の経営者かもしれません。自分で言うのもおかしいですが、そのような期待や目の向け方はないのでしょうか。

会長：今、ありがたいことを言っていただきました。目を向けていただき、子どものために一番良い会社、休みや早退ができるような企業を以前考えたことがあるような気がします。そのようにしていただければ、そのようになっていくことを願います。

委員：社会全体ではそのようになってくるべきだと、私は思います。

会長：会社の意識はギャップがあるように思います。そこは持ち帰ってほしいと思います。

委員：具体的に申し上げますと、私が所属している会社の会長は明確に言葉にしています。『お母さんは子ども最優先で、健康、学校行事最優先、それで穴が空くようなら自分の能力がない』という表現をされたことがあります。

会長：すばらしいことを言っていただきました。少しでもそうになっていただけるとよいと思いますが、決めにくいところがあります。

委員：実例ですので、少し心の中で思っただけであればと思います。

会長：他にはいかがでしょうか。なければここで審議を終わらせていただきたいと思います。今日、みなさまに自由な意見をいただき、しっかりとした審議会だと思えました。今、言っただいたことはおそらく、これからの答申の中に盛り込んでいただけるかと思えます。1つ1つ細かく審議するときには、テーマを明らかにして話すというかたちで昇華していきたいと思えます。本日は長時間にわたり、熱心に審議をいただき、ありがとうございました。本日の審議事項は、終わりましたので、これ以降の進行は事務局にお返しします。

事務局：会長、ありがとうございました。委員のみなさまも長時間にわたり、ありがとうございました。本日の会議で疑問点等がありましたら、お気軽に事務局へご連絡ください。次回の会議につきましては、本日の次第の一番下の欄にも記載していますとおり、平成28年10月18日の火曜日、午後2時を予定しておりますので、よろしくお願いたします。開催通知については、後日、文章を送付させていただきますので、よろしくお願いたします。それでは、これで閉会とさせていただきます。みなさま、長時間、ありがとうございました。お気をつけて、お帰りください。

## 12. 閉会